

# 第37回

## 島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。  
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成29年6月28日(水) 午後4時00分より  
於：島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1

## 第37回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成29年6月28日(水) 16時00分
2. 閉会時間 平成29年6月28日(水) 16時45分
3. 開催場所 島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1
4. 出席委員者の数 30名
5. 欠席委員者の数 0名
6. 議案
  - 第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
  - 第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 第3号議案 非農地証明願について
  - 第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
  - 第5号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について
  - 第6号議案 平成28年度の点検・評価(案)及び平成29年度の活動計画(案)について
7. 報告事項
  - 報告第1号 合意解約通知書について
  - 報告第2号 使用貸借解約通知書について
  - 報告第3号 農地改良等届について
  - 報告第4号 農地賃借料の水準について

午後4時00分開始

議長

皆さんこんにちは、只今より、第37回島原市農業委員会の総会を開催します。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・・・番・・・・・・委員、・・・番・・・・・・委員を指名します。

議長

第1号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請1番から3番を上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、・・・番・・・・・・委員の退場を求めます。

（・・・委員 退場）

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の1番から3番について説明します。

1番の譲渡人は、・・・の・・・・さん、譲受人は、・・・の・・・・さんです。

畑4筆1，892平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は35，444平方メートルで、農機具は、トラクター1台、防除機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

2番の譲渡人は、・・・の・・・・さん、譲受人は、・・・の・・・・さんです。

畑4筆1，655.77平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は5，335.77平方メートルで、農機具は、トラクター1台、軽トラ1台、管理機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

3番の譲渡人は・・・・の・・・・さん、譲受人は、・・・の・・・・さんです。

畑1筆875平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は10，181平方メートルで、農機具は、トラクター1台、キャリー1台、耕耘機1台、田植機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1 番について、・・番　・・・・・・・・　委員。

現地調査員

第1号議案　農地法第3条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、兼業農家で25年の農作業暦があります。

妻と子の3人で農業を営んでおり、水稻、ニンジン、ハクサイ、レタス、オリーブを作付し、通作距離は自宅より300メートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

次に、2番について、・・番　・・・・・・・・　委員。

現地調査員

第1号議案　農地法第3条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の譲受人は、農家で52年の農作業暦があります。

妻と子の3人で農業を営んでおり、キャベツ、ニンジン、ブロッコリーを作付し、通作距離は自宅より車で5分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

次に、3番について、・・番　・・・・・・・・　委員。

現地調査員

第1号議案　農地法第3条の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の譲受人は、兼業農家で30年の農作業暦があります。

夫と子供2人の4人で農業を営んでおり、水稻、ジャガイモ、カボチャを作付し、通作距離は車で3分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の1番から3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番から3番は許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の1番から3番は許可することに決定します。

・・・番 ・・・ 委員の入場を求めます。

(・・・委員 入場)

議長(廣瀬 光徳 会長)

・・・委員に関する案件も含め、許可することに決定しましたので報告します。

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番について説明します。

1番の使用貸人は・・・の・・・さん、使用借人は・・・の・・・さんで、申請地284.44平方メートルを借り受け、木造2階建て住宅を建設したいとの申請です。

申請地は、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域(令7条3号)に該当していることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、北側は道路、東側及び南側は使用貸人の農地、西側は使用貸人の宅地となっております。

雨水は自然流下で道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番について、ご意見等ありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等ありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について説明します。

2番の使用貸人は……の……さん、使用借人は……の……さんで、申請地385平方メートル借り受け、木造2階建て倉庫を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の用途未指定区域で、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番 …… 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は……の一角にあり、北側は道路、東側は使用貸人の雑種地、南側及び西側は農地となっております。

雨水は自然流下で河川放流、汚水はくみ取りとなっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請3番について説明します。

3番の譲渡人は・・・・・・の・・・・・・さん、譲受人は・・・・・・の・・・・・・さん、申請地241平方メートルを譲り受け、木造2階建て住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の近隣商業地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番・・・・・・ 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の申請地は・・の一角にあり、北側及び東側は宅地、西側は宅地、南側は道路となっております。

雨水は水路へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題な

しと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請3番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請4番について説明します。

4番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さん、申請地11平方メートルを・・・番・雑種地35平方メートルと交換し、・・・番・と一体に木造2階建て住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番について報告します。

4番の申請地は・・・の一角にあり、北側は道路、東側は宅地、西側は譲渡人の農地、南側は譲受



人の雑種地となっております。

雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請4番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請5番について説明します。

5番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さん、申請地489平方メートルを譲り受け、木造2階建て住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番について報告します。

5番の申請地は・・・の一角にあり、北側は道路、東側及び南側は農地、西側は宅地となっております。

雨水は自然流下で道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請5番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 非農地証明願いの1番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

1番の申出人は・・・の・・・さんで、申請地は昭和57年月日不詳頃より・・・の工場用地として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

1番の申請地は・・・・・・の一角にあり、北側は雑種地、東側、南側及び西側は宅地となっております。

現地を見ますと、・・・・・・の敷地の一部として使用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。次に、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について上程します。本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、・・番・・・・委員の退場を求めます。

(・・委員 退場)

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集4ページから9ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定 9件 22筆 22,962.00㎡

耕作権の再設定 19件 38筆 46,882.00㎡

合計 28件 60筆 69,844.00㎡

です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案 農用地利用集積計画(案)を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)は承認することに決定します。

・・・番 …… 委員の入場を求めます。

(・・・ 委員 入場)

議長

・・・委員に関する案件も含め、承認することに決定しましたので報告します。

議長

次に、第5号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について説明いたします。

この議案は、今日の総会で先程承認をいただきました長崎県農業振興公社に貸借する分の18筆16,811平方メートルと再配分の8筆8,882平方メートルで合計の26筆24,693平方メートル分について、島原市より「農用地利用配分計画(案)」の意見聴取の依頼がありました。

議案集の10ページをご覧ください。

1番の農地の受け手は・・・の・・・さんで、賃貸借後の耕作面積は、40,973平方メートル、農機具はトラクター3台、トラック1台、マルチャー2台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は5名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たし

ております。

次に2番から5番の農地の受け手は、・・・の・・・さんで、賃貸借後の耕作面積は15,673平方メートル、農機具はトラクター2台、トラック2台、マルチャー1台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は2名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

次に6番の農地の受け手は、・・・の・・・さんで、賃貸借後の耕作面積は20,041平方メートル、農機具はトラクター3台、トラック1台、人参収穫機1台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は4名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

次に7番から8番の農地の受け手は、・・・の・・・さんで、賃貸借後の耕作面積は19,412平方メートル、農機具はトラクター1台、トラック2台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は3名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

次に9番の農地の受け手は、・・・の・・・さんで、賃貸借後の耕作面積は20,175平方メートル、農機具はトラクター2台、トラック2台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は4名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

次に10番から18番の農地の受け手は、・・・の・・・さんで、賃貸借後の耕作面積は10,523平方メートル、農機具はトラクター1台、トラック1台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は2名で、主に肉用牛を肥育されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

次に19番の農地の受け手は、・・・の・・・さんで、賃貸借後の耕作面積は27,062平方メートル、農機具はトラクター2台、トラック3台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は4名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

次に20番から26番の農地の受け手は、・・・の・・・さんで、賃貸借後の耕作面積は13,700平方メートル、農機具はトラクター2台、トラック2台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は2名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

#### 議長

ご異議がないようですので、第5号議案は問題なしということで市に回答することに決定します。次に、第6号議案、平成28年度の点検・評価（案）及び平成29年度の活動計画（案）について上程します。事務局の説明を求めます。

#### 事務局

第6号議案、平成28年度の点検・評価（案）及び平成29年度の活動計画（案）について説明いたします。

この点検・評価及び活動計画につきましては、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」の通知に、農業委員会は毎年、当該年度の活動に対する点検・評価結果及び次年度の目標とその達成に向けた活動計画を決定し、これをホームページ等により公表することとなっています。

別添1の資料をご覧ください。

平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について説明いたします。

主要な部分を説明いたします。

1ページにつきましては、平成28年4月1日現在の島原市農業委員会の概容で、農地面積、農家数、農業者数等及び農業委員会の平成28年4月1日現在の体制が記載されております。

2ページをご覧ください、担い手への農地の利用集積・集約化につきましては、2平成28年度の目標及び実績の目標に対する達成率が100.15パーセントとなり目標を達成しております。

3ページをご覧ください、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、目標が1経営体で2経営体の実績があり、これについても目標を達成しております。

4ページをご覧ください、遊休農地に関する措置に関する評価につきましては、解消目標が2ヘクタールのところ、実績としては逆に約3ヘクタール増加となりました。今後も解消に向けての活動を行っていききたいと考えております。

5ページをご覧ください、違反転用への適切な対応につきましては、本年も該当がありませんでしたので、今後も利用状況調査や広報により周知をしていききたいと考えております。

6ページをご覧ください、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検につきましては、農地法第3条の許可件数が、46件、農地転用の申請件数が、50件であります。7ページをご覧ください、農地所有適格法人数が16法人、内、1件未提出の農地所有適格法人がありますが、引き続き提出されるよう催告していききたいと考えております。

また、情報の提供等に賃貸借の申請件数が、210件、農地の移動等については、410件となっ

ております。

8ページをご覧ください、地域農業者からの主な要望・意見及び対処内容につきましては、特に意見はありませんでした。また、事務の実施状況の公表等につきましては、総会の議事録、今回の活動計画の点検・評価の公表につきましては、ホームページに公表をしております。

以上が、平成28年度の点検・評価（案）でございます。

次に、平成29年度の活動計画（案）について説明いたします。

9ページをご覧ください、平成29年4月1日現在の島原市農業委員会の概要で、農地面積、農家数、農業者数等及び農業委員会の現在の体制を記載しております。

10ページをご覧ください、ここからが、平成29年度に皆様に行っていただく業務についてでございます。

初めに、担い手への農地の利用集積・集約化につきましては、平成28年度の目標が19ヘクタールで目標達成しており、本年度も19ヘクタールを目標にしたいと考えております。

また、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進につきましても、平成28年度の目標が1経営体ですので、本年度も1経営体を目標にしたいと考えております。

11ページをご覧ください、遊休農地に関する措置につきましては、平成28年度の解消目標が2ヘクタールのところ、実績としては逆に約3ヘクタール増加となりました。今後も解消に向けての活動を行っていきたいと考えておりますが、平成29年度の目標としましては、平成28年度と同じ、2ヘクタールを目標に頑張っていきたいと考えております。

次に、違反転用への適切な対応につきましては、平成28年度も該当事案がなかったため、本年も、農地所有者への啓発等を行い、違反転用者が出ないように活動をしていきたいと考えております。

以上で平成28年度の点検・評価（案）及び平成29年度の活動計画（案）について説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、平成28年度の点検・評価（案）及び平成29年度の活動計画（案）については承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第6号議案は承認することに決定します。

なお、只今承認されました平成28年度の点検・評価及び平成29年度の活動計画につきましては、ホームページ等により公表することとなります。

次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

#### 事務局

報告第1号、合意解約通知書について報告します。

議案集12ページに記載のとおりで、3件7筆4,136.00平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集は13ページに記載のとおりで、2件8筆7,882.00平方メートルの届けがありました。

次に、報告第3号、農地改良等届については、議案集14ページに記載のとおりで、1件1筆206.00㎡の届けがありました。

次に、報告第4号、農地賃借料の水準について報告します。

農業委員会等に関する法律第6条第3項第2号「農業一般に関する調査及び情報の提供」に基づき、農地の賃貸借契約の目安となる地域の実勢を踏まえた賃借料情報を提供しており、今回は、島原市の平成28年1月から12月までに締結・告示された賃貸借における賃借料水準、10アール当たりの情報を提供しようとするものです。

28年分のデータ数は田が46件 畑が164件 合わせて210件となっています。

田の島原市の平均額は19,400円、畑の島原市の平均額は21,400円となっています。

今後ホームページ等に掲載し周知をします。

以上で報告を終わります。

#### 議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

#### 議長

ご意見、ご質問等がないようですので、以上で第37回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第37回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後4時45分